

総務文教常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和7年 3月 6日(木) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 鈴木三男
副委員長 長塚美雪
委員 本田和成
〃 岡口すみえ
〃 佐野太一
〃 関川翔
〃 小堤修
〃 落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員 総務部長 吉田文彦
政策推進部長 齋藤嘉彦
財政部長 田中英樹
教育部長 井橋貞夫
消防長 岡田直紀
総務部次長 立野啓司
総務部次長 軽部幸雄
財政部次長 原部英樹
健康増進部次長 助川直美
会計管理者 石塚幸夫
教育次長 斉藤理昭
教育次長 直井徹
消防次長 仲村厚
総務課長 松崎剛

情報管理課	長	岩崎弘宜
市民協働課	長	海老原充
政策推進課	長	高中誠
秘書課	長	印藤智徳
文化芸術課	長	飯山貴与子
財政課	長	谷池公治
環境対策課	長	木村太一
保健給食課	長	大野篤彦
指導課	長	丸山信彦
スポーツ振興課	長	大隅正勝
図書館課	長	樋口康代
監査委員事務局	長	鈴木正美
消防本部警防課	長	中村幸男
総務課	副参事	土谷靖孝
人事課	副参事	山下拓
会計課	副参事	山田英紀
消防本部警防課	副参事	新倉正勝
総務課	長補佐	風間聡宏
安全安心対策課	長補佐	真田幸彦
情報管理課	長補佐	海老原雅彦
デジタル化推進室	長	松崎昌也
市民協働課	長補佐	加藤美谷子
政策推進課	長補佐	平野菜穂子
文化芸術課	長補佐	矢部晃一朗
財政課	長補佐	鈴木健太
教育総務課	長補佐	文隨正和
保健給食課	長補佐	横島信吾

指 導 課 長 補 佐 遠 藤 尚 子

指 導 課 長 補 佐 宮 國 泰 人

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐 野 口 勝 彦

図 書 館 課 長 補 佐 渡 辺 英 紀

○ 職務のため
出席した者 議 会 事 務 局 長 前 野 拓

議 会 事 務 局 次 長 澤 部 慶

議 会 事 務 局 係 長 永 井 宏 幸

○ その他の
出席者 請 願 提 出 者 松 浦 和 子

○ 付託事件 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

議案第 2 号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個
人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第 1 1 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構
成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運
営協議会規約の変更について

議案第 1 4 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）（所管事
項）

議案第 2 5 号 令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

請願第 7 号 身近なところに図書館がある街づくりを求める請願

○ 調査事件 所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、令和 6 年度第 2 回市民と
の意見交換会におけるご意見・ご要望、戸頭中学校 3 学年との協働事業で
可決された議案について、その他）

○ 審査の経過

午前 10 時 00 分開議

○ 鈴木委員長 ただいまの出席委員数 8 名。定足数に達していますので会議は成立します。
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し委員長の指名の後発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言をお願いいたします。

執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。議案第1号及び議案第2号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第1号及び議案第2号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第1号及び議案第2号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第3号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第3号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第3号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第3号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第4号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第4号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第4号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第4号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第25号、令和7年度取手地方公平委員会特別会計予算についてを議題といたします。議案第25号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第25号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第25号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第25号の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は小堤委員、本田委員、岡口委員、長塚委員、落合委員の5名から

通告がありました。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは私は、Jアラート（全国瞬時警報システム）についてお伺ひしたいと思ひます。先般、最近では2月12日の11時に試験がありました。このJアラート、皆さん御存じ——名前は御存じですが、この仕組みについて説明をお願ひいたします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。小堤委員の質疑に答弁させていただきます。全国瞬時警報システムであるJアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、防災行政無線や携帯電話等に配信される緊急速報メール等により、人手を介さずに瞬時に国民に伝え、迅速な避難行動を促すことを目的に整備された情報を伝達するシステムとなっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。防災無線とか防災ラジオから流れてくるわけですが、国民保護法とかそういうところに関連してのこのシステムだと思うんですが、では、この市民が覚知するまでの流れというのは国の流れになるんでしょうけど、どうでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。Jアラートによる——Jアラートによる情報については、消防庁送信システムから人工衛星や地上——地上回線を通じて各市町村に設置されておりますJアラート受信機で受信します。その後、防災行政無線等により瞬時に伝達されるほか、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールとして伝達いたします。これによって、地方公共団体ルート並びに携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝えるという形になります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。このJアラート、弾道ミサイル発射時に鳴るわけですが、沖縄のほうはたまに鳴ってるわけですが、この取手は過去に平成30年だか31年だかちょっと記憶忘れましたが、その1回あったと思うんですが、じゃあこのJアラートが鳴動した後の行動というのは、どういうふうにすればいいんでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。Jアラートによって配信がされる情報につきましては、対処に時間的な余裕のない事態であります。発信された情報によって避難する行動は異なりますけども、直ちに身の安全を確保して、落ち着いてすぐに避難行動を取ることが重要になってきます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。弾道ミサイルが飛来するかもしれないということで、じゃどうするの——畑にいたときどうするのとか、いろいろな場合が想定されると思うん

ですが、この弾道ミサイルが飛来したときの行動について、お願いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。弾道ミサイル飛来時の行動につきましては、発信時にいる場所によって対応が異なります。内閣官房の国民保護ポータルサイトでは具体的な対応が周知されております。まず、屋外にいる場合には、爆風や破片を避けるため近くの建物の中や地下に避難していただき、建物等がない場合には、物陰に身を隠して地面に伏せ、頭を守る——頭部を守ること。また屋内にいる場合には、やはり爆風で割れたガラスなどを避けるために窓から離れたり、窓のない部屋へ移動するよう呼びかけられております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。取手には地下鉄もないし、シェルターとかもないかと思うんですけども、私たちの身の回りでJアラートが鳴ったとき、じゃあどうすればいいのというところになってきますけど、今補佐から答弁あったように、そういうふうにして身を守るしかないのかなというところですが、やっぱりこれ、ないとは——100%ないとは言えないと思うので、注意喚起しながら行動しなければいけないのかなというふうに私も思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続いて、本田委員。

○本田委員 おはようございます。本田です。私からは、防災について2点ほど確認させていただきたいと思います。まず一つ目は避難所の開設用キーボックスについてなんですけども、これ昨日の会議でも議論がされ——質疑されてまして、その中でちょっと2点ほどお聞きさせていただきたいなと思っております。一つ目は、設置の地域については御答弁あったと思うんですけども、その具体的な設置場所、これが例えば避難所なのか、それともそういった防災——自主防災会のそういった事務所とかそういうところなのか、この辺、どういったところに設置するのか、これをお願いします。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。キーボックスの設置場所につきましては、指定避難所を考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 指定避難所ということは学校とかという認識だと思うんですけども、そうしますと、この管理ですね、このキーボックスの管理は誰がどのようにするのか、ここら辺をちょっと伺います。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。管理につきましては、私たち安全安心対策課のほうで進めていこうと考えてございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。例えばそのキーボックスの鍵があるということだと思うんですけど、避難所の鍵と別にキーボックスの鍵があるということなんですけど、この

キーボックスの鍵はどちらが管理するのでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 令和7年度につきましては、試験的な実施ということでキーボックスを設置するところがございますので、今後そういったことは自主防災会——そういった地域のほうとも協議しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。まずは試験的ということで、本当にこれが実用可能だということであれば、ぜひ地域の防災会とも連携したそういった管理方法とか、そういったことも進めていただきたいなと思います。

続きまして、災害時・防災の備蓄用の食糧品等の管理方法、これについてお伺いします。食糧品の賞味——消費期限とかあると思うんですね。その管理をどのように行っているか、これちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心、真田です。お答えいたします。備蓄品の消費期限の管理方法につきましては、各備蓄品の規定する消費期限を基準に管理を行っているところであり、購入時点におきまして、職員により消費期限や個数、保管場所の——場所などをデータ上で記録しているほか、期限を迎えるものについても、データ上で色分けを行うなど、漏れのないような確認を行っているところです。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 その確認の頻度というのは、どういった頻度で行われてるのでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 毎年ですね、先ほど申し上げましたとおり、データ上で管理してございますので、これとこれが今回期限を迎えるものだということを、みんなで確認をしながら措置しているところがございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 いわゆる棚卸しというんですかね、そういった形で定期的にやられてるということで大丈夫ですか。

○真田安全安心対策課長補佐 はい、そのとおりです。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 そのとおりです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。続きまして、消耗品の取扱いについてなんですけども、昨日の佐野議員の質問の中で、「生理用品等」についてはということで、今後検討してまいりますというような御答弁だったと思うんですけども、「等」ということは、ほかに何か検討しているようなものというのはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 ちょっとそれ——質疑内容に生理用品のあれが出てないんだけども……。

○本田委員 質疑をしています。

[笑う者あり]

○鈴木委員長 いいですか、よろしいですか。

○本田委員 それは大丈夫です。後ほど聞かせていただきます。じゃあ以上になります。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続きまして、岡口委員。

○岡口委員 創和会、岡口すみえでございます。私は今回、取手のかるたについて御質疑させていただきます。こちらは、イロハかるたになるんですけども、日本で最も有名なかるたに上毛かるたというものがあります。上毛かるたは、昭和22年、群馬県が名所や名物・歴史・文化を読み札で紹介し、今でも群馬県民の郷土愛を育む役割を果たしています。千葉県【「千葉県」を「埼玉県」に発言訂正】三郷市のいいとこカルタ、伊東市のかるたもあります。取手市にも取手かるたがあります。ここで、読み札を紹介させていただきます。「い、茨城の表玄関、我が取手」、「う、上野から40分の小旅行」などなど、取手の魅力や名所・名物など、とてもよくできたかるたになっております。このかるたなんですけれども、作成に至った経緯や使用状況についてなど御説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 高中課長。

○高中政策推進課長 政策推進課の高中です。お答えいたします。まず経緯からなんですけれども、この取手かるたにつきましては、平成14年度に企画されまして、その後3年間を経て平成16年5月に完成しております。この作った趣旨なんですけれども、かるたを通して市民の皆様、郷土の歴史・伝統・文化・自然に親しみを持って郷土愛を育んでもらうこと、こういったことを目指してつくったものでございます。平成14年に読み札を募集しまして、句を選抜しました。また絵札につきましては、郷土作家の方々に描いていただいたものでございます。活用といたしましては、公民館ですとか小中学校に配りまして子どもたちに遊んでもらったりと、そういった活用がなされております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。公民館とか、子どもたちも使っているということで、安心しました。そこで、提案なんですけれども、現在の使用状況としては、ちょっと市民の方からあんまり聞いたことないよというふうなことでしたので、ここで提案させていただいたんですけれども、デジタル化が今加速化しております。このかるたを、デジタル化を見据え、そして新しい取手かるたの作成を提案したいと思っております。例えばなんですけれども、絵札の裏側にQRコードをつけたり、歴史のある名所など、映像としてタブレットで子どもたちが学習することができるのかなというふうに考えます。また、牛久市においては今年、牛久郷土かるたという大会が開かれ、牛久の市長さんも参加されております。このように、新取手かるたを作ってウェルネスプラザなどでかるた大会を開くなど、取手のイベント活性化にもつながると考えますが、この提案についての御見解をお願いいたします。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 政策推進課、平野でございます。非常にわくわくするような御提案、ありがとうございます。今ありますかるたのデジタル化ですとか、新しい——いわゆる令和版かるたということになるんでしょうか、そういったことですね。こちらの御提

案につきまして、まずは期待される効果と現時点で考えている課題についてお答えいたします。子どもたちの感性で市の魅力を発掘、発信し、さらに大人も巻き込まれた取組としていけば、新取手かるたづくりというのは、制作・活用、双方の場面において世代間交流のきっかけともなりますし、幅広い世代の皆様の愛郷心、シビックプライドの醸成につながることも期待できると考えています。また、御提案もいただきましたが、懸念点ですとかこれからの課題といたしましては、様々な遊び文化や情報取得媒体のある今の時代に、いわゆる紙のかるたにプラスアルファしていかに最大限に楽しく活用できるか、例えば、御提案いただいたようなデジタルマップの活用ですとか、既にあるデジタルを活用したイベント、いろいろございます。そういったものとコラボした仕組み、こういったものを検討するなど、前回とは異なる新たな視点からの精査の余地があるかなとも感じているところです。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。子どもたちの案なども取り入れながら、また地域の方々の、例えば郷土作家の方が絵札を描くとか、そういった面でもう本当に取手全体で取り組んでいただけたら、もっともっと取手の魅力が日本全国にというか、上毛かるたのように広がっていくのではないかと考えておりますので、ぜひとも全課一丸となって、こどもまんなか取手かるたを目指して、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 ありがとうございます。今回ご提案いただいている新取手かるた制作ですが、子どもが主体となって取手市を再発見・発信し、それ自体が自他ともに学びにつながるという取組として興味深いものだと捉えています。子どもによる情報発信という点におきましては、新年度、こども版広報とりでの発行ですとか、子どもたちのつくるシティプロモーション動画の作成など、担当課において企画しているところです。かるたという手法を活用した取組については、今後、委員のおっしゃるとおり、こどもまんなか魅力発見・魅力発信事業の一つの選択肢として、教育委員会や庁内各課、各種団体との連携も視野に入れつつ、数年先まで見据えて調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 続いて、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。私からは質疑2点、公金の運用と災害時の消耗品備蓄についてです。まず公金の運用について、1年前の一般質問でさせていただきました、その後について伺ってまいります。事前の調査ですと、新たな運用はなく、現在の基金残高約148億円で、内訳が43億円の1年定期、40億円は10年定期という認識で間違いはないでしょうか。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 会計課、石塚です。長塚副委員長の御質疑に答弁をさせていただきます。今の長塚副委員長の御質疑の内容で間違いございません。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、今年度ほかの自治体にも視察だったり証券が——証券会社の説明等も聞かれていろいろ調査研究されていると伺っていますが、その取組と所感について伺います。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 長塚副委員長の御質疑に答弁をさせていただきます。公金の運用につきましては、令和6年1月——第1回市議会定例会におきまして、鈴木委員長、それから長塚副委員長から一般質問をいただいております。長塚副委員長のほうからは、今後の債券による運用についての御質問をいただきまして、これまで大手証券会社からのレクチャーや、それから先進自治体への視察、それから各種研修会への参加、あとは公金管理委員会での証券会社によるレクチャー等、情報収集や知識を深めてきたところでございます。所管としましては、やはりいろいろな研修会とか会合に参加しますと、各自自治体のほうで、今まで定期預金での運用からやはりリース等を考えて——考えた債券運用——債券運用といいましても、どうしても長期という形になりますので、そちらのほうに関心が多く寄せられているというような所感を受けてございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今、御答弁の中で公金管理委員会というのがあったと思うんですが、こちらは副市長だったり部長で組織されている公金運用の意思決定機関ということで間違いないでしょうか。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 御質疑に答弁させていただきます。そのとおりでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 もう一点、ちょっと事前の調査の中で、地方公共団体金融機構からサポートも受けていらっしゃるということなんですけど、具体的にはどういったサポートを受けているのか伺います。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 御質疑に御答弁を差し上げます。公金の債券運用につきましては、やはり資金の管理運用の原則や、あとは債券といいましてもいろんな種類がございます。その債券の種類、それから運用期間も本当に長期も20年から短くても1年・2年・3年、5年とか様々な期間がございます。そのような期間とか基本的な運用基準というものを設ける必要があると考えております。そちらの基準を策定するために、その地方公共団体金融機構——こちらのほうは全国の都道府県それから市町村の出資に基づいて設立された機構ですので、そちらのほうから助言・アドバイスをいただきながら、現在そちらの基準づくりに今取り組んでるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 その基準は、いつ頃策定される御予定でしょうか。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 御質疑に御答弁させていただきます。こちらの運用基準については、様々な自治体のほうでもやはり策定をしているところが多いという基準でございます。こちらの他自治体の実際の運用基準等、こちらのほうをまず調査をさせていただいて、それで我々のほう——市のほうで、ある程度素案というもの——たたき台というものを策定しまして、そちらのほうを地方公共団体金融機構のほうに助言・アドバイスを受けると。債券運用についての基準となるものですので、なるべく早急にこちらのほうは策定していきたいと考えてございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 早急をお願いします。先ほどの冒頭の私の確認の基金の定期の件なんですけど、恐らく今月か来月に1年定期が満期になる予定だったかと思えます。その後の取扱いについて伺います。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 御質疑に答弁をさせていただきます。今おっしゃるとおり、今1年定期でお預け——預けている43億円については、3月・4月で満期を迎えます。さきに開催をさせていただきました——開催しました公金管理委員会において、今後の運用についてお諮りをさせていただきました。やはりどうしても流動性という部分を考えますと、短期の1年の定期預金という形で引き続き運用を考えてございます。今現在、そちらの利率について、各金融機関のほうから見積り等を徴収しているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。最後に、今後の方針についてお伺いします。

○鈴木委員長 石塚会計管理者。

○石塚会計管理者 御質疑に答弁をさせていただきます。今後、公金運用における基本的な方針としまして、やはりこれまでと同様に最も重要となるのは安全性の確保となります。運用資金が公金であることから、元本が確実に保証され、安定的に収益が得られる必要があると考えてございます。2つ目としまして、流動性の確保です。公金の運用においては、将来的な公金の活用や予期せぬ支出にも対応できるよう、必要に応じて迅速に現金化でき、急な支出にも対応できることもやはり重要な要素となります。3点目としまして、やはり収益の最大化です。昨年3月、日本銀行の金融政策決定会合において、マイナス金利政策が解除されて以降、利上げの動きが今現在本当に目まぐるしい中で、やはり収益性というものも重要な要素となると考えてございます。しかしながら、収益追求が安全性や流動性を損なわないよう、今後は市場金利の動向を注視しながら、これまでの定期預金のみならず、より収益性の高い債券による運用など、バランスを取りながら公金運用を行う必要があると考えてございます。今後もこれらの基本的な考え方や方針に基づきまして、安全確実な公金の運用により、効率的な財源確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今の運用方針、確実な公金運用ということで重々理解してるんですが、債券

運用を、もちろん利率もそうなんですけど、今ほかの自治体では資金運用を通じて社会貢献を行う自治体も増えてます。そういった観点も取り入れていただきながら、方針など決めていただければと思います。以上です。

もう一点、災害時の消耗品備蓄について質疑します。内閣府が災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査を行っておりまして、令和6年11月1日時点で、取手市が生理用品の備蓄がゼロとのことでした。現状について伺います。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。長塚委員の御質疑に答弁いたします。生理用品等の備蓄状況につきましては、新聞報道がありました令和7年1月24日時点においては備蓄をしておりました。新聞報道、委員おっしゃるとおり、令和6年の11月1日時点の報告に基づく記事となっていることから、このような形になってございます。現時点におきましては、1パック6枚入りのナプキン、サニタリー袋、清浄綿、下着が1セットとなった防災リリーフセットを合計60セット、またそのほかに1パック43枚、昼用28枚、夜用15枚入りのナプキンを20パック、合計860枚、合わせまして1,220枚の生理用品を購入している状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 備蓄されているということで安心いたしました。今までは備蓄はなかったということでしょうか、経緯についてお尋ねします。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。生理用品の備蓄につきましては、これまでも購入した経緯はございますが、自助での対応による呼びかけや企業等での災——企業等との災害協定を活用した流通備蓄での対応を図っていたところでございます。しかしながら、能登半島地震のような大規模な災害が発生している状況下において、支援物資が届かないとの事案が発生していることから、現在は一定程度の数を備蓄し、流通備蓄と合わせて整備を進めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 理解できました。ちょっと事前に調査したところ、いろいろこう——女性用のセットみたいなのを検討されているようなんですが、状況について伺います。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。生理用品のほかに、現在、妊産婦用の授乳服、下着、母乳パッド等がセットになったものを整備している状況もございません。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚副委員 先ほどの生理用品の下着のセットだったり、授乳品の母乳パッドとのセットだったり、単なる備蓄にとどまらず、やはり女性としてはそういったセットがあるということはすごくメンタル的にありがたいことなので、ぜひ今後も寄り添うような、そういった観点も取り入れた備蓄品の選定をよろしく願います。質疑は以上になります。

○鈴木委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。日本語学校との意見交換を実施した成果について。過日の杉山議員の一般質問でも、あらあら詳細、把握したんですけれども、私もちょっと今回ホームページを見て質疑させていただければと思うんですが、今回、この意見交換を実施した目的・趣旨について、いま一度、その経緯ですとか聞かせていただければと思います。

○鈴木委員長 加藤補佐。

○加藤市民協働課長補佐 市民協働課の加藤と申します。落合委員の御質疑に答弁させていただきます。市としましては、意見交換会を通じ、外国人向けの情報発信として、災害時のヘルプカードやごみ分別看板などの効果や改善点が把握できること、また外国人からの行政に対するニーズを直接聴けるということで、今後の行政運営に生かすことができる貴重な機会であると捉えて実施いたしました。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 今回初めての試みですね。

○鈴木委員長 加藤補佐。

○加藤市民協働課長補佐 回答させていただきます。はい、そのとおりでございます。今回初めてです。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 今回、1月22日に日本語学校つくばスマイルさんというところと意見交換されたそうなんですけれども、どうしてこの学校——ほかにもいろいろと学校あると思うんですが、どうしてそのような——なったのかなということ。

○鈴木委員長 加藤補佐。

○加藤市民協働課長補佐 12月の一般質問のときに、今回——今後のビジョンということで答弁させていただきまして、外国人が通う学校が多いという本市の特色から、まずは市と学校が気軽に意見交換ができる体制を整えるということを第一に、担当職員と日本語学校とでやり取りを行ってきました。その中で、戸頭地区にある日本語学校さんから、日本語でのやり取りができる留学生との懇談会のような場を持つことができるという御提案をいただいて、市としてもぜひ実施させていただきたいということで実現いたしました。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 では、この意見交換会は日本語で行ったんですね。

○鈴木委員長 加藤補佐。

○加藤市民協働課長補佐 日本語で行っております。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 じゃあよその学校だと——このネパールですとかモンゴルだとか多言語になっちゃうというのは……。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課の海老原でございます。お答えさせていただきます。今回、戸頭の日本語学校と意見交換会を行った理由ですけれども、ほかの日本語学校は比較的短期間——短い期間の学生が——外国人の方が多いというようなことを日本語学校にお伺

いしたときに聞いております。しかし、戸頭のほうの日本語学校ですと、最長で2年間は通ってる学生もいるというような話を聞いております。そのため、ほかの学校では日本語が——うまく日本語での意見交換会が難しい等もございまして、戸頭のほうの学校ですと、ある程度、一般質問でも答えさせていただいてますが、やさしい日本語がある程度できるということも踏まえまして、そういったことで戸頭の学校を選ばせていただきました。ほかの学校につきましては、同じような形で情報交換のほう、学校とは連絡は取っている状況でございます。以上になります。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 まずは、今回意見交換で得た情報を全庁で共有するという事なんですけれども、今後もほかの日本語学校と意見交換を行っていくというような感じなんです。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 お答えさせていただきます。今後も引き続きほかの日本語学校も含めて、そういった市民協働課のほうからの情報共有等、いろいろ各学校との連絡を情報共有をしまして、そういった機会が設けられるのであれば、その目的に合った役所の中の部署と連携を取りながら、意見交換会というのは引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 これも今後になるんですけども、今回4課の部署が参加したということなんですけど、ほかの部署も今後は加わってその意見交換会を行っていくということで。今後もしっかりパイプが太くなるような、成果が期待できるような意見交換会を見守っていきたいと思っていますので、よろしく願います。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。執行部の入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時50分開議

○鈴木委員長 再開します。

岡口委員から発言を求められておりますので、これを許します。

岡口委員。

○岡口委員 先ほど私の付託議案外質疑において、千葉県三郷市のいいところだと発言をしてしまいましたが、正確には埼玉県三郷市のいいところということになります。訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 委員長は訂正を許可いたします。

続いて、議案第11号、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 11 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 11 号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は小堤委員、落合委員の 2 名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 皆さん、よろしくお願いいたします。私はまず、中学校建設事業に要する経費についてということで、昨日、入江議員が本会議で質疑していましたが、その質疑内容とはちょっと違う角度から質疑したいと思います。この永山中学校工事請負費ですが、4 億 5,000 万円ということで挙がっていますが、まず、この確保する普通教室の数とその根拠についてお願いいたします。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 おはようございます。教育総務課の斉藤でございます。小堤委員の御質疑にお答えいたします。令和 6 年度現在で普通教室数は 10 教室となっておりますが、今後生徒数が増加し、令和 13 年度には生徒数が最大の 531 名となり、普通教室数は 16 教室となる見込みでございます。現在の校舎では、使用できる教室の数 13 教室のため、3 教室分が不足する見込みでございます。今回の工事で内部改修を行いまして教室配置を変更し有効的にスペースを確保することで、普通教室 16 教室の確保を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。私、母校ですけれども、私がいた昭和 51 年頃は、学年 2 クラスで 6 クラスしかなかったというところですが、令和 13 年は大分増えるということで様変わりするわけですが、それでは、その 16 クラスを確保するために普通教室に改築する部分の——何ていうんですか、スペースみたいなどはどういうふうにするのでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えさせていただきます。現在のPTA室と会議室の間仕切りの撤去であったり教室配置の変更などを実施することで、普通教室16教室を確保できると考えております。また、PTA室及び会議室におきましても、旧パソコン室に間仕切りを設置しまして配置ができる予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。この旧パソコン室というのは、もう使わないんですか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えします。旧パソコン室につきましては、使わないという予定で考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 各自タブレットとかになってますから、教室としては要らないのかなという気がします。それでは、それに伴いましてその工事の中でプールの撤去というのが、昨日、入江議員の質疑の中でもありましたが、このプールの撤去——こういう大きな工事とともに——改築工事とともに撤去するのはいいと思うんですけど、この工事だけだと幾らぐらいかかるんでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 工事の金額をお示しさせていただきたいと思います。令和4年度に実施しました白山小学校の長寿命化改良工事や、今年度実施しております高井小学校の校舍増築工事の中で行いましたプール解体の工事費、約3,000万円の費用がかかっております。施工の難易度や施工方法、また近年の工事費の高騰による変動が考えられますが、永山中学校でも同程度の費用がかかると想定をされております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。結構なお金がかかるのかなというふうに思いますが、このプールを撤去した後は何に活用されるんですでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えさせていただきます。生徒数の増加に伴い教職員の増加も見込まれることから、駐車場の整備が必要となりまして、既存のテニスコートを一部駐車場として整備をするため、その代替としてプール解体を行った場所にテニスコートの整備を予定してございます。なお、テニスコートにつきましては、新たに5面のクレー舗装のテニスコートを整備する予定となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。あのテニスコート、一部アスファルトになってる面がありましたんで、そこを駐車場にするというのは有効活用かなと思いますし、そのプールを撤去した後のところをテニスコート、さらにその周りですか——5面ですか、整備するというのは非常にいいことかなと思います。ありがとうございました。

では、次行きます。次に、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費につい

てですけれども、1,719万円が計上されています。まず、下水道敷設に至った経緯についてお伺いします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 スポーツ振興課、大隅です。お答えさせていただきます。平成30年度に取手地方広域下水道組合におきまして、取手グリーンスポーツセンターを下水道法事業計画区域に編入するための取手市との協議を始めてございます。その後、令和2年度から令和3年度にかけて、下水道組合が主体となり下水道組合——公共下水道の本管工事のほうが行われました。さらに、令和4年度にはグリーンスポーツセンター内に公共ますの設置工事が完了した次第でございます。こちらの経過を踏まえまして、令和5年度に下水道接続工事の実施設計、令和6年度に接続工事を実施いたしました。そして、昨年11月から排水を公共下水道の本管に接続している次第でございます。以上が経緯となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。平成30年の頃からそういう計画があったということが分かりました。それまでは合併浄化槽、大きなので使ってたのかなというふうに思いますけれども、では、この接続された下水道使用料については、この1,719万円のうち幾らなんでしょうか。あれはたしか物価高騰等による光熱水費も込みでの1,719万円だったと思うので、この使用料のみだと幾らになるのでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費の指定管理料として1,719万円の補正予算が計上されております。そのうち、下水道使用料としましては約120万円が含まれております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。今年度最初のそういう使用料徴収になるのかなと思うんですが、上水道を使った分だけ下水道という形もありますので、そのぐらいなのかなと思いますが、そしたら来年度——令和7年度の使用料については、これ指定管理料の中に含まれるのでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。令和7年度の使用料には下水道使用料が含まれております。ただし、こちらは概算に基づく予算計上となっておりますので、令和6年度も同様なんです。令和8年度——令和8年の3月議会におきまして補正予算を計上しまして、実際の使用料と——使用料金が確定した後に精算を行う予定としております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。今申しましたように、初年度ですから分からない部分——それは補正予算で足りなければ追加で、多かったら返すという形になるのかなと思います。分かりました。ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 続いて、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。中学校——永山中学校の工事内容の詳細について、そのほかまた何か御答弁いただいてないところあったらお願ひします。

[笑う者あり]

[「雑なんですけど」と呼ぶ者あり]

○落合委員 永山中学校の中学校改修事業なんですけれども、その工事内容の詳細についてお聞かせください。あらあら入江議員等ご質疑されておりましたけれども、私からは大規模改修に合わせてインターホンの設置をするという——前々回の総務委員会でお聞きしたんですが、今回そのような工事が——設置をされるのかお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 教育総務課の斉藤でございます。落合委員の御質疑にお答えいたします。工事の内容、詳細については、先日の入江議員のほうにお話を——御説明をさせていただいたものに追加をして、そこで申し上げていない部分についてお話をさせていただければと思います。今回の改修工事でインターホンの設置ということなんですけれども、主要な各教室へインターホンを設置する予定で考えております。例えば体育館とか武道場にも設置を予定というようなことで考えております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 そのインターホンの設置の目的は何なんでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 各教室間——先生から各教室への連絡事項とか、そういったものを含むとともに、例えば不法な侵入者がいたときに、そういったものにも対応できるような、そういった整備を構築するというのが目的でございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 現在は、学校の先生の携帯電話を持ち込んで緊急時の対応なんかにも——対応していたと——ちょっと今回は質疑できないですけれども、本当に携帯電話で緊急時の対応をどんな感じで——マニュアル、運営されてるのかという——いつか聞いてみたいなというふうにも思ってるんですけれども、今回、永山中学校で大規模改修に伴ってインターホンが設置をされるというのは、本当によかったなというふうに思っております。昨日もその財源の話がちょっとありましたけれども、先ほどもありましたように、不審者対応というようなお話があったんですけれども、国のほうも、埼玉県内で起きた中学校への不審者侵入事案を受けて犯罪防止支援の強化を図るため、非常通報装置等の整備を強化するために様々な——集中的に、補助金のかさ上げですとか補助額の引下げなんかをして不審者対応の強化を促しているんですけれども、今回、その辺の財源は使わずにインターホンを設置するというのでよろしいんでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 それではお答えさせていただきます。今回の永山中の内部改修工事においては、インターホン設置に係る部分についてのメニュー、補助メニューというのはないものでして、今回の補助金の該当とはなっていないというものでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。まだ校内の——今回、インターホンが設置されていない学校が4校で、そのうちの1校が今回設置をされるということで、あとの3校は次回の大規模改修に合わせてインターホンの設置をするということで、現在は教職員の先生方の携帯電話を使っていて、不審者対応に関しては極めて脆弱な体制下にあるのかなということを一応指摘をして、この質疑を終わりにしたいなというふうに思っております。

次に、体育館利用者への周知とその影響についてでございます。この学校施設は児童生徒の施設ですので、彼らを最優先に考えて工事等を進めていっていただきたいんですけども、学校開放で市民の皆様も体育館ですとかグラウンドなんかも使わせてもらってますけれども、その辺の体育館利用者への周知——工事の与える、この周知ですとか影響予測についてお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 スポーツ振興課、大隅です。お答えさせていただきます。学校体育施設利用団体の皆様へは、本年の2月17日付で通知しました、令和7年度取手市立学校体育施設利用登録申請、こちらの中で、令和7年度の学校体育施設の工事予定と注意点ということで周知をしてございます。ただし、その時点では工事期間など詳細な内容が決定しておりませんので、引き続き教育総務課等と連携をしまして、学校開放事業の利用団体へ速やかに情報を提供し、利用者の皆様に御不便をおかけしないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 そのように内容をよろしくお願いたします。以上で終わりにします。

○鈴木委員長 よろしいですか。通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

これで、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第26号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。議案第26号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第26号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第26号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

議案第26号につきましては質疑の通告がありませんでしたので、議案第26号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第1号）の質疑はこれで打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託

議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、小堤委員、本田委員、岡口委員、佐野委員、長塚委員の5名から通告がありました。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。私、まず1つ目は、緊急消防援助隊についてですが、この委員会開会前に消防長から、今派遣されている隊員の詳細な活動が報告されてきて、本当にこの寒い中、活動している隊員の方には頭が下がる思いで感謝申し上げるとともに、お疲れさまですということだと思ひます。それで、この雨が——雨とか雪が降ってこの火災が——山林火災がもう鎮火することを祈るばかりなんです、この緊急消防援助隊、まず発足の経緯と制度の概要についてお聞きします。

○鈴木委員長 新倉副参事。

○新倉消防本部警防課副参事 警防課の新倉と申します。小堤委員の質疑にお答えさせていただきます。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国規模での災害派遣制度のない中、全国各地から消防応援が実施されました。当時の教訓から、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関が相互に援助体制を構築するため、同年6月に緊急消防援助隊が設立されました。緊急消防援助隊は、大規模災害や特殊災害が発生した際に被災地の消防では対処できないときに、被災地からの要望または消防庁長官の出動指示により、各都道府県の消防本部や航空隊が被災地に応援に駆けつける制度でございます。また、令和6年4月時点での全国消防隊等登録隊数にありましては、6,661隊が登録されております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。阪神・淡路大震災のときの教訓を得てということで編成されたということですが、数多くの隊が集まっていくみたいなんです、その——何ていうんですか、出場する指令までの流れというのはどういうふうになってるのでしょうか。

○鈴木委員長 新倉副参事。

○新倉消防本部警防課副参事 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防では対処できないと判断した被災地の市町村長は、都道府県知事を通じ消防庁長官へ応援を要請いたします。応援要請を受けた消防庁長官は、他の都道府県知事へ出動の求めを行います。また、災害等発災した被災地からの応援要請を待っているうちに被害が大きくなる可能性があるときや、通信が途絶え混乱しているなどの理由があり被災地から要請が届かないと判断される場合には、消防庁長官は自らの判断で、都道府県知事へ出動の指示が出されることになっております。出動の求め、または出動の指示を受けました都道府県は、各消防本部に対し、出動隊を報告させ、必要な部隊を都道府県ごとに編成しまして、被災場所に応じた集結場所及び集結時間を指定し、集結場所からは都道府県大隊として被災地に出動してまいります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。被災地からの要請と、また消防庁長官から——今

の言葉で言うとプッシュ型というんですか、そういうふうに二通りあるということですけど、それで県でまとまって出場していくという流れは分かりました。では、その出場にかかる様々なガソリン代だのいろいろな費用が——経費がかかると思うんですけども、これって自治体消防であるがゆえに、どういうふうな感じで負担するのか、自分たち持ちなのか、相手の被災地持ちなのか、国なのか、その辺を教えてください。

○鈴木委員長 新倉副参事。

○新倉消防本部警防課副参事 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。経費負担については、消防庁長官からの出動の指示と求めにより違いがございます。出動の指示の場合については、消防庁長官の指示でありますので、国が負担することになっております。また、出動の求めとなりますと、応援を受ける市町村が負担することになっておりますが、政令指定都市ですと、後に国から地方財政措置という形で支払った経費を受け取ることができます。さらに、政令指定都市以外の市町村は、全国市町村振興協会が負担していただけることになっております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろなパターンで経費を支払うというのは分かりました。では最後に、この出場して隊員が消火活動している——今回ですね、こういうときにけがをした場合、負傷した場合には、その補償というのはどういうふうになるのでしょうか。

○鈴木委員長 新倉副参事。

○新倉消防本部警防課副参事 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。消防職員におかれましては、危険作業に従事している都合上、公務災害補償制度が設けられております。緊急消防援助隊出動時においても公務災害補償が適用となります。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。公務災害で補償されるということで安心しました。ではこれは終わりで、次に救助工作車についてお伺いします。今年度の予算で、車両の取得ということで救助工作車が更新になる——なるわけですけども、この新旧の車両の違いは——しばらくぶりの更新だと思うのでいろいろあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 警防課、中村です。小堤委員の質疑についてお答えいたします。新旧車両の違いでございますが、車両の長さは約 50 センチほど長くなりますが、2 輪駆動から 4 輪駆動となりますので走破性は高くなります。また、旧車両には小型クレーンが装備されておりましたが、新車両の後部には小型クレーンを装備しており、また旧車両には前部のみ装備であったウィンチを、新車両には車両の前後に装備しまして利便性が向上し、さらに車両の上部には照明装置を旧車両よりも照度が高い LED 照明を搭載しまして、夜間活動における視認性がさらに向上して、この 3 つの装備品につきましては 1 つのコントローラーで操作が可能となりますので、現場活動における事故防止や迅速な現場活動につながります。また車両内部の後部座席には、隊員が立った状態で呼吸器などを装着できる室内空間を確保しております。積載する装備品につきましても、油圧救助器具

や破壊器具等は充電式のバッテリー式にしましたので、軽量化となり、隊員の活動負担の軽減にもつながり、またバッテリーには互換性がありますので、他の救助資機材にも使用が可能となっておりますので、利便性がさらに向上した車両となっております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。さすがに新しい車だと、車両もそうですし積載品も資機材も進んでるんだなという、それは隊員のためにもなるということで、よく分かりました。では、その新しい車両を運用するに当たって資機材等も新しくなってると思うんですけど、訓練とかはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えいたします。新車両の操作や積載する救助資機材等の取扱い訓練につきましては、先月 19 日に新車両が取手消防署のほうに納車されまして、現在、今月の 3 月 19 日の正式運用に向けまして約 1 か月間の準備期間を設け、各種資機材や諸元把握から取扱いの習熟訓練を日々繰り返し実施している状態でございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。新しい資機材を十分に活用できるように訓練はしていただいたほうがいいのかというふうに思います。ではこの新しい車両ですね、インスタグラムにも載ってましたけれども、黒い色が入ってすごく何か精悍な車になってたと思うんですけど、この車両の運用開始はいつになるんでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えいたします。新車両の運用開始につきましては、先ほども答弁しましたとおり、令和 7 年 3 月 19 日に正式運用開始を予定しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 19 日に運用開始になるわけですけど、この市役所の裏か何かに来て、お披露目みたいなのはないんですか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 19 日に正式運用を開始しまして、翌 21 日には定例記者会見において、現車をこの場に置いて披露をしたいと考えております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。委員の皆さん、ぜひ時間があれば見に来ていただくと、よりリアルに分かるかと思います。それでは最後に、新車両への期待についてお伺いします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えいたします。近年の救助活動は火災、交通事故、水難事故だけではなく、激甚化・頻発化する自然災害や特殊災害対応なども必要となってきておりまして、多岐にわたる事案が想定されるため、市民から寄せられる期待は計り知れない

と感じております。今後は新しく更新されました車両や救助資機材を有効活用して、市民の期待に応えられるよう、さらには、市が掲げるとりで未来創造プラン 2024 の安全安心な生活が送れるまちづくり達成のために、日々努力してまいりたいと感じております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。複雑化するこの情報社会の中、災害も多様化しておりますので、それに対応できるということで本当に期待するところがございます。ぜひ、隊員の皆さんも訓練に励んでいただいて、それでけがとか事故がないようにやっていただければ、市民の生命・身体・財産を守れると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続いて、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしく申し上げます。私からは、学校生活における生徒児童の安全についてということなんですけども、実は去年の 12 月、私の子どもが——戸頭中で体育の授業中にちょっと倒れまして、ちょっと持病があるもので、けいれんを起こして、その時に教師の方、本当に適切——迅速で適切な対応をしていただいて、それでその後の子どもに対するフォローというの、とても本当によくやっていただいたという経緯があります。これについてお礼を申し上げたいなと思っております。それを踏まえまして、いろんなケースでけがをすとか、あとは急な病気とか、やっぱり持病があるとか、そういったことで、そういった児童さん、生徒さんがいらっしゃったときに、その教員の対応というのが、今回、戸頭中の先生たちはそういった形で対応していただいたんですけども、ほかの学校それから教員全体で考えたときに、これどういった対応を市のほうでは——指導というんですか、そういったものをされてるのかというのをお聞きいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。本田委員の御質疑に答弁させていただきま。けがや急な病気の教師の対応についてですけれども、本市では全学校で各学校ごとに緊急時の対応マニュアルを作成、周知徹底し、緊急時に全教職員が対応できるようにしております。緊急時対応マニュアルは、緊急事態発生時の学級担任や養護教諭、管理職の動きが一目で分かるようにフローチャートになっておりまして、また緊急時受診の医療機関に関する情報や、救急搬送や病院・家庭への電話連絡の内容についても明記されていて、早急に対応できるようにしております。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。非常に分かりやすいマニュアルなのかなというところを今感じました。ただ、マニュアルがあっても本当にそのときに実際に動けるかどうかという、この部分って別の部分になると思うんですね。例えば、AEDを使うとかそういったことになると、やっぱりその使い方の訓練をしたりとか、そういうこともあると思うんですけども、こういった研修とかそういうものというのは行われてるんですか。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課の遠藤でございます。本田委員の御質疑にお答えさせていただきます。職員研修については、年に複数回、定期的に学校で実施しております。内容は、緊急搬送の流れやAEDの使用、エピペンなどの重度のアレルギー反応に対する対応などを行っております。ロールプレイを取り入れるなど、実践的な研修を行っております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。本当に生徒児童いろんなケースがあると思うので、今そういった研修も含めてマニュアルもしっかりされてるということで、今後もそういったことがあったときに、適切というか、迅速なそういった形で対応していただければと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、救急車を——それに関連してなんですけども、救急車を呼ぶ基準というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 御質疑にお答えさせていただきます。学校におきましては、原則、首から上のけがについては救急搬送と、これは全学校に徹底指導しております。その他、救急車を呼ぶ基準につきましては、県教育委員会で作成した緊急搬送における選定医療費の取扱いに係る統一的なガイドライン、これらを全小中学校に周知し、そのガイドラインに沿って判断しているところです。しかしながら、児童生徒の命に関わることで、学校現場において緊急性があると判断した場合には、ためらわず救急車を要請するように指導徹底をしているところです。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。まさにそのとおりで——おっしゃるとおりで、救急が必要だと思った時点でやっぱり救急車を呼ぶべきだと、私も思うんですね。先ほど、頭に関するけがとかであると救急車を呼ぶということで、それ県のガイドラインなんですか——ということなんですけども、実は茨城県でこの選定療養費徴収の運用が始まった——始まっているんですけども、これちょっとどこの自治体か分かりませんが、実はその学校で頭にけがをして、それで救急車を呼んだら選定療養費——それで救急搬送されました。そしたら母親が病院に行って、軽症だということで選定療養費を徴収されたということが——実はそういった症例があります。そういったことから、学校がそういった情報が例えばあったとして、やっぱりそこでちゅうちょしてしまうと、これは本当に先ほどおっしゃったように命に関わるケース、もしくは重症化してしまうケース、これ当然あると思うんで、そこら辺を今の茨城県の運用とあわせて、あくまでもこれ医療機関が判断するところと非常に難しいところだと思うんですけども、そこら辺について、例えば保護者の方に学校側からの説明とか——これ私個人的には必要ないと思うんですけども、その辺というのはされるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いします。

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。この制度が導入される前に、消防本部と教

育委員会とで内容を確認して、小中学校においてはこれまでと同様、学校現場において緊急性があると判断した場合には、ためらわず救急車を要請することと校長会で説明・指導をしているところです。今後ですけれども、校長会や教頭会に消防職員を招いて、改めて確認、勉強する機会も考えてまいりたいと思います。現在のところ、取手市において——取手市の小中学校においては、そういった徴収の実情はありません。しかし、県全区では数件事例があると伺っております。今後この事例を分析した上で、消防本部とも協議して今後の対応を検討し、学校に周知指導の徹底、または必要に応じて保護者にも周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。本当に生徒児童の命に関わることですので、これは県の事業ですけれども、そういったことも学校サイドの教育の現場からしっかりちょっと意見を——意見もちゃんと伝えていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。以上で終わります。

○鈴木委員長 続いて、岡口委員。

○岡口委員 創和会、岡口すみえでございます。最初に、地域人材活用事業について質疑させていただきたいと思います。学校では地域の方々が御自分の得意な分野において先生として授業に入ってくださいています。子どもたちにとって、地域の方々と一緒に触れ合いながら学習できるすばらしい体験授業となっています。この地域人材活用事業の周知はどのようになされているのでしょうか、お願いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 岡口委員の御質疑に答弁させていただきます。地域人材活用事業については、年度初めの教頭会において、指導課の事業内容を説明する際に周知し、各校からの年間事業計画書を提出していただいております。また、校務支援システムで地域の人材の方の名簿や申請書様式を保存し、いつでも確認できるようにしております。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。新しい校長先生とかも4月になるといらっしゃると思うので、取手にはこういった人材活用事業もあるよというふうなこともお伝えしていただければなというふうに思っております。若い先生とか、あと取手に来て間もない先生もいらっしゃると思います。この事業を理解し、たくさん活用してもらえよう働きかけをお願いしたいと思います。

続きまして、各学校の活用状況についてお伺いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。令和6年度の執行率ですけれども、昨日、3月5日時点で70.5%ということで、まだ最終的なところまでいっておりませんので、もう少し伸びると思っております。その内訳では小学校が約9割、中学校が1割となっております。小学校の活用が広く進んでいるところです。この執行率については、100%に近づけるように、今後もしっかり働きかけていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。せっかくの予算科目をされているところですので、中学校においても積極的に活用をお願いしたいと思います。最後なんですけれども、学校ではコミュニティ・スクールも始まりました。地域の方々と学校が一体となって、子どもたちの成長の手助けをしていただけたらと思っております。また先日の一般質問において、公民館を子どもたちの居場所となるよう問いかけいたしました。ぜひとも公民館のイベント開催、市人材に登録されているこの方々に積極的に活動いただき、子どもたちの中に入れていただけたらと考えておりますが、市では今後、この地域人材活用についてのお考え・展望等についてはどうでしょうか、お願いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。地域人材の活用は、教科書に載っていない、また教科書を飛び越えた知識や体験談などを聞けたり、児童生徒が様々な体験を行ったりできる貴重な学びの機会と捉えております。今後もコミュニティ・スクールとして学校運営協議会、またそこから広がる・つながる地域の方々を広く活用して、周知の徹底や新たな地域人材の発掘を行っていくことで、児童生徒がわくわくドキドキするような、また知的好奇心が育まれるような、そういった学びの場を提供していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、空き家を活用したアートヴィレッジの拡大についてお伺いします。現在、アートヴィレッジの現状と成果についてお伺いいたします。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。岡口委員の御質疑にお答えいたします。井野アーティストヴィレッジは、若手芸術家の創作活動への支援として平成19年度から始まった共同アトリエで、現在21人のアーティストが入居し、創作活動をしております。また年1回オープンスタジオとしてアトリエを公開するほか、ワークショップやイベントを実施しております。入居者は東京藝術大学関係の若手芸術家を中心としており、東京藝術大学との協力関係の維持や、若手芸術家の創作活動への支援が成果として挙げられるほか、オープンスタジオでは、井野団地を中心とした地域交流の機会創出にも寄与していると言えます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。現在27名が利用されているということなんですけれども、その状況というか——入りたいけれども入れないとか、そういった方はいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。お答えいたします。現在27名ご利用なんですけれども、1部屋4名から5名の御利用ということで、30名まで——計算でいうと御利用できるんですが、やはり美術の分野、創作活動の分野によって相性というものがご

ざいます。立体作品を創っている方と絵を描いている方が一緒にできない場合もあつたりとか、そういうことで現在——満員、定員満員にはなっておりませんが、1部屋に入る人数が少し限定されているというところはございますけれども、今、御希望どおりに入れているような状況でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。続いて、課題と解決策のほう……。

○鈴木委員長 岡口委員、この課題と解決策の提案というふうになってますけども、この場は提案はできないんで、質疑なんで、質疑——ちょっと内容を変えてお願いいたします。

○岡口委員 失礼しました。提案ではなくて質疑とさせていただきます。現在、取手は空き家がたくさんあります。そこで、空き家を活用してアーティストの方がそこでアトリエを開くというふうなことについて、どのようにお考えでしょうか。井野のビレッジを中心として市内各所で丸ごとアートシティー取手にするとか、アート作品、例えば陶芸品やステンドグラス、ガラスアートなどなど、ふるさと納税の返礼品にするなどについてどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○鈴木委員長 矢部補佐。

○矢部文化芸術課長補佐 文化芸術課の矢部と申します。よろしく申し上げます。岡口委員の御質疑にお答えさせていただきます。空き家を活用するアトリエということなんですけれども、アトリエというと、先ほど課長のほうからも説明ありましたとおり、作風によっていろんな使われ方がするということがありますので、単純にお住まいになられている空き家を使えるというところについては、条件があるのかなというふうに考えております。

それから、ふるさと納税の件につきましては、実際今現在のところ、ふるさと納税推進課【「ふるさと納税推進課」を「ふるさと納税推進室」に発言訂正】と連携をして、こちらは藝大のほうではないんですけれども、郷土作家の方に御説明をするというような機会を現在のところ行っている状況です。以上です。

〔「ふるさと納税推進室」と呼ぶ者あり〕

○矢部文化芸術課長補佐 失礼しました。ふるさと納税課ではなくて、ふるさと納税推進室ですね、訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。空き家に対してなんですけれども、アート不動産なんていうのも聞いたことがあるんですけれども、その点についてもちょっとお伺いしたいんですけれども、お願いします。

○鈴木委員長 矢部補佐。

○矢部文化芸術課長補佐 お答えいたします。アート不動産というのは、取手アートプロジェクト、芸術大学、取手市、それから取手市民で構成しているプロジェクトです。そちらの1つのプロジェクトとして取手アート不動産というものがあります。こちらのほうは、空き家を貸したい、あるいは売りたいオーナーさんとアーティストをつなぐというプロジェクトで、平成26年からスタートしているんですけれども、現在のところ活動がやや停

滞しているという状況になっております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 空き家の問題は取手の大きな課題の一つになっております。ぜひこのアート不動産というものを復活させ——復活というか、もっともっと活発化させていただいて、取手全体がアートヴィレッジというふうになるようお願いしたいなというふうに考えております。以上で私の質疑を終わりにします。ありがとうございました。

○鈴木委員長 岡口委員、3番の今後の展望というのはよろしいですか。

○岡口委員 今お伺いして大体見えてきたんですけれども、ではすみません、今後の展望についてお願いします。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。お答えいたします。先ほど御説明のございました取手アート不動産の活性化ということで、ぜひとも働きかけていきたいということと、ふるさと納税に関しましても、ただいま取手美術作家展の会員の郷土作家の皆様にお声かけしているんですが、そのほかの芸術家の方々にもお声かけしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 続いて、佐野委員。

○佐野委員 佐野でございます。よろしくお願いいいたします。私のほうからは、小学校の飼育動物について、まずお聞きいたします。この後の質問項目をちょっと多くしてしまったので、何分にも1つ25秒程度しか話す時間がないので簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。現在の飼育状況と今後の飼育予定について、お願いいいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。以前の報告では、市立小中学校で動物を飼育しているのは小学校1校のみでウサギを1羽飼育しておりましたが、そのウサギが先日老衰で亡くなったという報告を受けました。学校ではしっかりお別れの会も行ったようです。したがって、現在、市内小中学校においては動物の飼育はございません。また、新たに飼育する予定も聞いておりません。ただし、メダカなどの魚類については、教材として活用するため飼育している学校が多数ございます。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ハムスターとか小動物などもないということで、よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 ないというふうにこちらで調査しております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ウサギ、先日1月29日に亡くなりまして、私も御連絡いただいたんですけど、私も議員になってからずっと様子を見に行ったりとかして、コロンちゃん亡くなって大変寂しい思いをしております。

続きまして、飼育動物の選択と決定についてはどなたが行っているのかをお聞きいたします。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國と申します。佐野委員の御質疑にお答えいたします。まず、決定の権限は学校長にあります。各学校で地域の実態に応じて、児童の身近なものから選択することになります。ハムスターやモルモットのように、一般的に家庭で飼育されるような動物以外を飼育する場合には規約等はありませんが、教育委員会に相談するのが通常となっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。では学校で決定できることが多いということですね。分かりました。あと――次です。飼育動物の飼育環境の問題についてはどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えさせていただきます。現在、飼育されている魚類に関することと言いますと、給餌や水質管理、温度管理等が挙げられます。これらが適切になるよう学校で管理しております。以上になります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 現在飼育していないということですが、例えば飼育すると仮定しまして、哺乳類、外での飼育動物などがあつた場合の飼育環境についての御認識はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。お答えさせていただきます。学習指導要領では、「動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある」と。その際「専門的な知識をもつた地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要がある」と記載されておりますので、これに沿ってやっていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 仮定の質問にはお答えできないと言われずよかったです。

[笑う者あり]

○佐野委員 ありがとうございます。では、飼育者の負担、これもちょっと仮定になりますけれども、魚類、例えば今飼育しているものと今後もし何か飼育するに当たっての負担などをお聞きいたします。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えさせていただきます。飼育については通常、委員会の当番活動で給餌・水替えを分担して行っております。負担感については、その当番活動を行う子ども次第にはなると考えております。また、長期休業中には教員が担当することになりますが、そこにつきましても、やはり負担感は個人によって感じ方が変わってくると考えています。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。動物の好きな人もいれば苦手な人もいるということも考えて、飼育に関してはよく検討していただきたいということで、次の質問に参ります。

アニマルウェルフェア（動物福祉）と学校飼育動物についての御認識というものについてお伺いいたします。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えさせていただきます。アニマルウェルフェアについては、学習指導要領上の規定はございません。ただ、先ほど課長からも説明がありましたように、学習指導要領内の記載においては、アニマルウェルフェアの考え方に沿うものと認識しておりますので、学校の動物飼育におきましては、今後も学習指導要領に沿った形で実践していくものと捉えております。以上になります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうですね、指導要領あります。でも今後、そのアニマルウェルフェアについてはかなり共通の認識ということで広がりがありますので、その辺よく御検討いただきたいということでお願いしまして、次の質問です。このアニマルウェルフェアも絡みまして、学校内での飼育動物についての教育的効果の認識について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えさせていただきます。例えば、5年理科においては、メダカの生態や産卵が教材として扱われております。児童は、実際にメダカを飼育する過程でメダカの生態や産卵の様子について観察し、実体験をもって学ぶことができます。このような感動を伴う教育活動は非常に効果が高いものと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。では、こちらの質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、グリーンスポーツセンターで昨年行われました動物イベントについてお伺いいたします。イベントが行われた経緯、これを教えていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 スポーツ振興課、大隅です。お答えさせていただきます。今回開催しましたふれあい動物園は、TAC取手グリーンスポーツセンターの指定管理者が、毎年、同施設内で比較的利用者の少ないアスレチック広場の有効活用とその周知を図るために実施しています事業の一環として行ったものでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。続きまして、開催の把握時期についてお聞かせください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。開催を把握した時期についてでございますが、指定管理者から事業の承認許可申請、こちらがスポーツ振興課に提出されました令和6年11月10日でございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。続きまして、開催内容について、こちら、どう検討されたか。11月に——今お伺いした届出が出てから開催されるまでの時期、かなりあったと思うんですけども、どのような検討をなされたか教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。開催内容につきましては、事業の承認申請を受け取った後、指定管理者のほうに確認しております。具体的には、指定管理者の職員が今回の事業を企画するに当たりまして、委託事業者が実施します他のイベントに実際に足を運び、イベントの内容や運営方法を確認した上で事業者を選定いたしました。また、事業内容に関しましても、幾つかの他の同様の全てのイベントを見学いたしまして、その経験を基に今回の事業を企画したと伺っております。以上の確認を経まして、事業の承認を行った次第でございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員、「質問」という表現を使ってるんですけども、「質疑」ですのでよろしくをお願いします。

佐野委員。

○佐野委員 質疑させていただきます。それ、分かりました。それでは、開催前にちょっとお話をさせていただきまして幾つか指摘をさせていただいたんですが、結果的には御検討いただいてから、私のお話をさせていただいた後も、この指摘が活かされてなかったんじゃないかというふうに私は認識してるんですが、その理由をお聞かせください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。佐野委員から御指摘をいただきました、例えば動物のストレス軽減や適切な休憩時間の確保など具体的な内容について、その日のうちに指定管理者側に伝達し、事業開催に当たって、動物の立場に立った考え方や行動に十分注意を払うよう指示をしたところでございます。また、指定管理者も、その注意を受け、その旨を事業開催前に委託事業者に伝えたことを確認しておりますが、しかしながら予想できなかった当日の強風などの影響もございまして、結果として、対応が行き届かない点があったことは事実でございます。今後は、いただいた御指摘を改善点とした——改善点として検討しまして、参加者それから動物共に、よりよい環境を提供できるよう努めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。では今のお話も踏まえて、今後の開催についてのお考えをお聞かせください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。現在のところ今後の開催は未定ということですが、多くの参加者の皆様から、定期的で開催してほしいという要望が、そちらを多くいただいているということがありますので、年1回の開催を検討しているということで指定管理者からは確認しておるところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。私のところにも大変多く御意見が寄せられているんですけれ

ども、そこら辺はいろいろな立場や考え方があると思いますので、ぜひちょっとその辺も御相談させていただきながら、開催に向けて進めていただく、もしくはその開催の検討をしていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問です。アニマルウェルフェアについての御認識、教育委員会の認識としてお聞かせください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。アニマルウェルフェアという動物福祉の考え方があることは認識しております。今後、動物や家畜などに関する事業を実施するに当たりましては、庁内の担当部署と情報を共有し検討を図るなど、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。先日、私一般質問でも庁内連携……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○佐野委員 (続) これについて質問させていただきました。今回取り上げさせていただいたのもその辺の絡みということもありますので、ぜひよろしくをお願いいたします。終わります。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いします。まず質疑1点目、救急時の選定療養費徴収について、各学校への周知ということで、先ほど本田委員の質疑の答弁で、校長会で従前から周知をされているということは認識、理解いたしました。ただ——それで、すみません、ちょっと1点お伺いしたいんですが、その校長先生からは教職員の方にどのように伝えるというのは、おのおの任されているという認識で合ってますでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。校長会で周知したことにしましては各学校で周知いただくよう、これは各学校にお願いは常にしているところですので、この要件にしましては各学校で周知がされているものと理解しております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 もう一点、先ほど本田委員の答弁の中で、緊急性があると判断したらためらわずという答弁があったんですけど、緊急じゃないかもしれない場合はお金を取られるという認識がつながっている教職員の方、実際いらっしゃいます。今年になるんですけど、給食のときにアレルギーの反応が出て、保護者とは結果、連絡がついて、その反応は大丈夫ということで早退されたという児童がいらっしゃいました。その後、先生——対応した先生に聞いたら、保護者と連絡がつかなかったら、やっぱりアレルギー反応ってこう子どもによってすごくまちまちなので、もしかしたら重篤なアナフィラキシーとかになる可能性もあると。だから自分では判断しかねるので、お金を払ってでも救急車を呼ぼうと——呼ぼうと思ったとおっしゃったんです。そこでちょっとお金がちらついてしまったのが、すごく私は気になっていて、見て判断できる病状とか症状であればなんですけど、こういったアレルギーの子どもって今すごく増えていて、そういった判断しかねる状況も多々出

てくると思います。そういったことに備えて療養判定——療養徴収費のことも周知が必要と考えますが、どうお考えになりますでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。この選定療養費が指定されてから、まだ2か月ちょっとという——3か月ですか、すみません——ところですが、やはりこれについては今後もしっかり研修等を重ねていく必要があると捉えております。県のほうから、実は迷ったときにはこちらに連絡するという、こういったチラシも配布されておまして、これは大人15歳以上と15歳未満ということで番号が違うんですけども、こういったものも学校に周知しております。委員会としましては周知して終わりではなくて、やはり今後もさらに定期的に行うとともに、先生方の研修についても学校と一緒に考えられるように行っていきたいというふうに思っております。また、これにつきましては、他市町村でもかなりいろいろな意見が出ているというところもありますので、そういったところの情報交換をしながら、今後しっかり検討してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 もう本当に教職員の方の判断が重要なので、よろしく願いいたします。

次の質疑に移ります。永山中学校のグラウンドについてです。今定例会の議案に、先ほど小堤委員だったり落合委員が質疑された永山中学校の改修工事の件なんですけど——すみません、後ほどのトイレにつながるのをお伝えします。令和4年11月に行われた永山中学校3年生と議員との対話事業の可決議案の中に、教室増加、バリアフリー化の内容が今回の議案で実現するわけなんですけど、この点に関しては、当時の3年生、知り合いの子も多いので伝えたいと思います。ありがとうございます。喜ぶと思います。

今回の質疑なんですけど、その議案の中でもいただいていたグラウンドのトイレ問題です。御存じの方もいらっしゃると思うんですが、永山中学校のグラウンドは校舎からすごく遠いです。多分200メートルぐらいあると思うんですが、グラウンドに行くには降りる階段もあって、端っこで活動していると、もう200メートルどころではない距離になります。もう本当に生徒からはもちろん、先生や地域の民生委員の方、もう保護者から、何とかならないかという声が本当に上がっていて切実な案件なんです。休日の部活動のときには、学校が開いてなかったりするので体育館のトイレを使うんですけど、体育館で活動がされてないときは無人の体育館を利用することになって、すごく安全面にも疑問です。今回の改修工事は児童増加を見込んでということなんですけど、グラウンドも大いに関係すると思います。今後のトイレの設置や——設置方針について伺います。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 教育総務課の斉藤でございます。長塚委員の御質疑にお答えします。令和4年度に行いました公共下水道接続工事の際に、それまで外トイレとして使用していたプール附属棟のトイレが、配管の勾配が取れないということから下水道接続を断念しまして、その後、外トイレの使用ができませんという状況となりました。永山中学校では、今委員が御説明したとおり、授業や部活動を行うグラウンドが校舎や体育館と離れているという特殊な事情もございます。学校から、外トイレ設置について要望をいただいてもおります。

現在、第2グラウンドと呼ばれている、いわゆる校舎側から北側に坂を下っていったところでございますけども、そちらに簡易の水洗トイレを設置する方向で、今調整を進めているというところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 ありがとうございます。時期はいつ頃の御予定でしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えします。時期の御質問——御質疑なんですけども、来年度、新年度早々の早い段階で設置するというようなことで進めております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 本当にありがとうございます。私の質疑はこれで以上です。

○鈴木委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第1号は可決いたしました。

議案第2号、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第2号は可決いたしました。

議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第3号は可決いたしました。

議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第4号は可決いたしました。

議案第11号、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第11号は可決いたしました。

議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第14号のうち、当委員会所管事項は可決いたしました。

議案第25号、令和7年度取手地方公平委員会特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第25号は可決いたしました。

議案第26号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第26号は可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了いたしました。この後は請願の審査に入ります。——失礼しました。午後から請願の審査に入ります。所管となっていない執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

13時10分まで休憩いたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時11分開議

○鈴木委員長 再開します。

これから、請願の審査に入ります。

請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願を議題といたします。

ここで報告いたします。請願第7号については、20名の追加署名が提出され、請願提出者の外447人となりましたのでご承知願います。本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。

松浦さん、請願提出者席にご移動願います。

なお、発言は申合せにより1請願につき1回、5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは、松浦さん、発言をお願いいたします。

○松浦請願提出者 私は、請願者代表は7人おりますけれども、そのうちの1人の松浦と申します。初め——今日はこのような席を設けていただいて、ありがとうございました。

初めに、この請願を出すことに至った経過を少し話させていただきます。昨年3月ですが、市は突然、西口開発——西口駅前に図書館を核とした複合の公共施設を計画し進めていると公表いたしました。そして、今ある図書館は廃止して駅前に移設して、にぎわいを創出するとありました。びっくりいたしました。そのときからいろいろ疑問が湧きまして、考えました。市民にとって図書館とはどんなところだろう。図書館とは何なんだろう。それで、仲間に、周りの人たちに呼びかけて、図書館を考える学習会をやりました。これまで3回の学習会をいたしました。この請願は、その参加者の皆さんの熱い思いと願いが込められた請願です。

図書館への一人一人の愛着や意見はそれぞれです。今ある図書館は壊さないでほしい、不備なところは改善してほしい、との意見が大半でした。また、今、市内にある5つの公民館は、戸頭・永山・寺原・小文間・ゆうあいプラザの5つですが、分室とも呼ばれています。もっと利用しやすい運営をしてほしい。それからまた、その他の公民館、井野台——井野台とか旧藤代には分室が一つもないので、旧藤代に分室を増やしてほしいという要望がありました。また、ないところについては、例えば、ゆめみ野とか桜が丘地域などですが、新設をしてほしいと。もっともです。図書館は、立派な図書館が一つではなくて、家から歩いて10分ぐらいのところ、買い物籠を下げて、子どもの手をつないで行けるところであって、誰もが気軽に行ける、みんなの図書館であってほしいのです。

確かに図書館は46年を経まして古くなりました。ですが、取手図書館は開館以来、職員と市民との協働で育んでこられました。作家を招いて講演会をするとき、子どもたちに本を読むとき、市内の小学校3年生の学校訪問おはなし会（学校訪問おはなし会）のとき、何のときにも職員と一緒に企画し行動いたしました。私は同じ時期に取手に引っ越してまいりましたけれども、たくさんの子どもが周りにおりましたので、家庭を開放して、まっぼっくり文庫という文庫を開きました。大勢の子どもたちがやってきて本棚はいつもがらがら……

〔永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○松浦請願提出者（続）でした。そんなときに、図書館が1か月に100冊の本を貸し出してくれました。本当に助かりました。7つあった文庫も、私と——私のところと同じです。この市民の交流・協働の様子は今も続いています。きわめつきは、ほんくるの取組だと思います。これは全国でも注目されてサービスの先駆けと言われました。テレビでも紹介されました。読みたい本があると、借りに行けないので電話で予約する。学校にも本が届く、小学校の司書の先生は、本当に助かりますとおっしゃっていました。「ほんくる」、なんてすてきなネーミングでしょうか。なんてすてきでしょう。今や取手図書館のシンボルマークです。この市民に開かれた協働の精神こそ、図書館のあるべき姿ではないでしょうか。本を読むとは、気ままに……

○鈴木委員長 松浦さん、5分を過ぎておりますので、手短にお願いします。

○松浦請願提出者（続）もう5分になりましたか。——そうですか。本を、どうか皆さん、図書館が人と人をつなぐ、人と本をつないで市民に開かれた、親しまれた、ぬくもりのあるまちづくりの一助となりますように心から願って、趣旨説明を終わらせていただきます。時間がちょっと長くなりました。聞いていただいてありがとうございました。

○鈴木委員長 以上で請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手を願います。

小堤委員。

○小堤委員 請願者の松浦さん、ありがとうございました。

○松浦請願提出者 ありがとうございます。ちょっと今——はい、すみません。

○小堤委員 どうも請願内容、趣旨ありがとうございました。私もこの請願書を見せていただいて、この趣旨、2、4、6行ありますけれども、本の大切さみたいなことが書いてあって非常に共感できるかなというふうに思います。やはり本というのは、人を**広く？大きく？**育ててくれるというか、見聞を**大きく？広く？**してくれるものであって、やはり本をたくさん読むというのは大事なことなのかなというふうに思います。今デジタル化社会ですけれども、やはり活字を読むというのを——昔、若い頃は私も読んでたんですけども、結構。最近なかなか時間がないと——それは読む時間をつくらなくちゃいけないんだというふうに思うところです。そういうふうに言ってることはよく分かるんですが、ここで幾つか確認させていただきたいと思います。請願事項の2番のところで、「市民がもっと利用しやすいように整備してください」と、図書館——公民館の図書室に関して言っているんですけども、これは具体的にどういうことでしょうか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 私、すみません、ちょっと耳が遠いので、今は分館のことですか。

○鈴木委員長 もう一度。

○小堤委員 では、もう一度、マイク近づけて大きい声でしゃべります。このぐらいで聞こえますか。

○松浦請願提出者 はい、すみません。

○小堤委員 趣旨は本当によく分かりました。この6行に書いてあることは大事なことだなというふうに思いました。ですが確認させていただきたいのがありまして、請願事項の2番のところで、「公民館図書室を市民がもっと利用しやすいように整備してください」とありますが、この辺は具体的にどういうことなのでしょうか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 いいですか。

○鈴木委員長 どうぞ。

○松浦請願提出者 図書館めぐりもいたしましたけれども、鍵がかかっているような分館もあります。行くと、鍵を頂いて開けるというようなこともありますし、それから、ほとんど電気もついてなくて戸が閉まっていて、それも開けて、自分たちで開けてみると。それから、公民館に行きますと、普通は寺原公民館となっておりますけど、図書館のことは「図書室があります」とか表示もありませんね。そういうときに「図書館の分館とか分室とかあります」という掲示があつたりすると、もっと広がりが多いのかなと思います。御近所の人に聞いても、「えっ、寺原にどこにあるの、見たことないわ」というような方が多いですね。やっぱり動いていないと人も行かないと思いますし、学校も勧めにくいと思います。時々公民館で私たち、子どもたちを集めて、夏休みとか冬休みとか絵本を読むことが

あります。その時には、呼びかけるとやってきます。楽しい時間を過ごしますので、もっと開かれたというか、分かりやすいというのか、みんなに——皆さんに、市民の方に知っていただくとか、そういうことを進めていただければと思います。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。あともう一つ、4番の「公民館のないところに図書館分館を新設してください」とありますが、これは具体的にどの辺で何か所ぐらい考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 まず、ゆめみ野です。私も友人が何人かいらっしゃいますけど、ゆめみ野にも欲しいとおっしゃいますね。それから、桜が丘地域にもないということです。その辺りでしょうか。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 それは確認なんですけれども、公民館じゃなくて図書館分室だけを建ててほしいということですか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 やっぱり図書館と同じように、分館ですから、そんなに大きくはなくて、その地域に根差した分室というのが1部屋だったり2部屋だったりすると思います。戸頭公民館は分室と言われてるのかな、かなり広いですけども、あとの公民館は1室です。それと、ほんくるの紹介をしましたけど、本は公民館から公民館へ渡っていきますので、私ですと寺原公民館に送りましたから受け取りに来てくださいという、そういう細かい市民への働きかけは十分本館がやっています。ただ、その場所が市民に行き渡ってないということですので、その辺りを工夫していただいてもっと広がるというか、本に親しんでいただくために開けるといいなと思っています。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 もう一度最後にお聞きしますが、ということは、公民館があってその中の1部屋を図書室にしてほしいということですか。

○松浦請願提出者 そうですね。今大体……

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 (続) ごめんなさい、すみません。今大体そうなんですが、何か扉が開いてないといいますか、ただ本がずらっとあって、でも行きますと、とても懐かしい30年前、40年前の本があって、それを借りて帰ることも私はあります。でも皆さんにはあまり知られてないのが本当ですね。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○松浦請願提出者 いいえ、すみませんでした。

○鈴木委員長 ほかの——本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願ひします。先ほど趣旨説明の中にもちょっとあったと思うんですけども、松浦さんが今までこの図書館にどういふふうに関わってきたのかと

いうこと、それちょっとお聞きいたします。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 1年に一度は絵本作家を呼んできまして、それで絵本作家の井上ひさしさんから始まって、もう毎年、有名な絵本作家、で、講演会をいたしました。それで、チラシを配ったり、それから当日は本を並べることから椅子を並べることから、そういう仕事も職員は一緒に働いてくださいましたね。それから挨拶もして下さったり、一緒に聴いて下さったり、ですので、気持ちが通じるといいますか。それから、図書館で子どもたちが——子どもたちを呼んで本読みをいたしました。そのときも場面を——場所を作ってくださいたり、それから職員自身が昔話とか絵本を読んでくださっています。それは今もずっと続いています。それと、私たちが学習会というのを持ってるんですけど、月に一度、その時の講師を時々務めてくださったり、一緒に1人の職員として本の紹介をしてくださったり、本当に密に関わってくださいました。それから、学校は取手は12校ありましたが、ずっと3年生が——最初は6年生もあったんですけどなくなりまして、3年生の学校訪問おはなし会というのが、教育委員会も通じて続けてまいりました。これ十何年になると思いますけど。そこに行くときも司書が——司書とか職員の方が一緒に行って、1冊は読んでくださったり、昔話をしてくださったりということで頻りに顔を合わせますので、やっぱりそこで意思疎通ができるというのか、こうしたほうがいいのか向こうからも言われたり、要求を聞いたり動いたり、そういう感じがずっと続いていますね。これは珍しいと、よその地区からうらやましいと何度も言われたことがあります。そんな感じです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。本当にいろんな活動を、図書館に関わる活動とかいろいろやられてきたんだなということを今お話いただいて分かりました。それと、ほんくるの取組についてということで、ほんくる、これについては何か関わってきたということというのは何かあるんですか。

○松浦請願提出者 いいえ。

○本田委員 特にない。——ああそうなんですね。分かりました。

○松浦請願提出者 それ、いいですか、答えて。

○鈴木委員長 ないんですね。

○松浦請願提出者 いいですか。

○鈴木委員長 どうぞ松浦さん。

○松浦請願提出者 企画されたのは職員の方です。その人の発想だと思うんですけども、皆さんに——図書館協議会委員という委員会がありますね、そこで諮られたりして、それで広がったんだと思います。私たちに相談があったわけではなくて、私たちはそれを聞いて、「わぁ何ていい名前だろう」と、「本に足がついてるの」なんて言ったりして喜びました。これはいいアイデアです。そしたら、たちまち全国に広がってテレビで紹介されました。朝の7時台だったでしょうか。取手の図書館が出て、これは最善のサービスですというようなコメントもついていました。それで、それがずっと今も、ですから遠くて借りに行けないときには電話をしますと、本が寺原公民館に——井野公民館はないですね——

ゆうあいプラザに届けてくださいと言えば、そこにちゃんと届くんです。3日、4日すると、本が届きました、受け取りに来てくださいということで、図書カードを持っていくと、それ——本が手に入る。返すときは、市役所の入り口でもいいし公民館でも自由なんです——どこの公民館でも。そんな感じで、今、脂が乗ってるときじゃないでしょうか。特に小学校はとても喜んでいらっしやいます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 そういう取組があるからこそ、身近なところに図書館が必要だというふうにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 そうですね、身近なところにあって、本当に私ぐらいの年齢なりますと、もう本館には最近行くことは少なくなりました。タクシー使って行ったり、誰かに送迎してもらったり、ですので、身近にあれば、本——寺原なんかの公民館がもっと活発に動いていれば、そこへ行くことができますね。買い物籠を下げて、それから老人はつえをつけてでも行ける場所にあるというのは理想だと思います。そういうことを東京の市内の中でやってるところが具体的にありますので、一つの図書館に12館の分館がある。これ調布市ですけれども、私も行ったことないんですけれども、いろいろ雑誌などを見ますと紹介されております。とても好評ですね。

○鈴木委員長 本田委員——よろしいですか。ほかにありませんか。

佐野委員。

○佐野委員 佐野でございます。よろしく申し上げます。私この請願を拝見してから——請願を拝見してから、公民館回らせていただいて確認をしてまいりました。図書館の図書室ですか——の状況も見てまいりました。戸頭は大変充実していて、そこ以外は少しちょっと足りないかなとか、寂しいなというような感じがしたんです。請願の趣旨は大変私も共感しております。もともとこう見えても私、割と本が好きでして、以前は月10冊以上は必ず読んでいたという経緯もあります。最近ちょっと忙しくてなかなか読めない、読む機会が少ないんですけども、本の大切さや、本当に本の力というのは私も感じております。趣旨は先ほど言いましたように大変共感できるんですけども、この請願事項の中で、1番の「取手図書館を改修整備してください」とあるんですけども、これは今ある取手図書館を直すということで、あそこの場所ということに、やはりこだわりがおりなんではないでしょうか。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 図書館がここ二か——去年の秋ぐらいからアンケートを取りまして——アンケート箱というのがあるんですよ、この図書館をどう思いますかというような設問で。そうしたら、エレベーター、昇り降りが大変なので——3階には勉強室がありますから、大変なのでエレベーターをつけてほしいとか、一番多かったのが駐車場が狭いと。福祉交流センターじゃない——福祉会館、あそこに置かせていただいて来るんだけども満杯のときもあるという。もっと広げてほしい、あの駐車場をというようなことが一番多かったようですね。でも、温かい意見も私も見せていただいたんですけど、本が見つからな

いときは一緒に探してくださって、いろいろ子どもも話ができ、お姉ちゃんと言って本当に喜んだ、また来ます、というような文面もありましたね。そういうアンケートを取る図書館もいいなと思って。最近は——図書館ができてから46年になりますから、県南で初めてできた図書館なんですね。私たち、もう抱き合って喜んだんですけども、その展示を今やっています、壁に。46年の——ところどころなんですけれども、そういうことも心がけて——本当に親しまれた図書館にしたいという、伝統のある図書館だなと思いません。でも改修といってもいろいろ——エレベーターといっても、それから駐車場といっても大変ですよ、場所の問題ありますから。だから、これは私は素人ですので分かりませんが、皆さんの知恵を寄せ合っていて少しでもよい場所になれば——今はなっていますけど、やはりあそこは河川敷の横でちょうど取手の端っこですよ。だから不便を感じてらっしゃる方もいらっしゃると思います。戸頭の方なんかは遠いですからね。ですから、戸頭図書館は親しまれてますよね、結構、分館のような感じになっています。でも、やっぱり場所を動かすというのは壊すことになりますから——この前、図書館に行ったときに、私、本を子どもたちと読んでいたときに、「ここがなくなったら、この子の手を引いてなんて行かれないな」って、「さびしいよ」とおっしゃいました、お父さんが。そういう方もいらっしゃる——地域、地域にいらっしゃるわけですよ。なので、分館があるといいな、ここは残してほしいなという熱い思いが——ボランティアやっけてらっしゃる方はほとんどこの請願にも署名してくださいまして、「なくなるのいいね」「壊されないのいいね」っておっしゃる方がほとんどでしたね。それには私もとてもうれしかったです。はい。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。歴史が大変長い図書館で、やはり利用していただいている方、利用されている方も大変多くいらっしゃるの、思い出とか、いろいろ思いも大変多くあることは十分に感じ取れるところなんですけど、一部、私のほうに入ってくる御意見ですと、やはりちょっと場所的に今の取手図書館は行きづらいというような——地域性にもよるんですけども、御意見もいただいております、逆に、駅前に図書館があったほうが行きやすいという御意見もあることも確かです。駅前に今、建てる構想が出ておりますけれども、取手駅前に図書館がもしあった場合、また今の取手図書館の場所に同じような図書館を2つ造るとするのは、ちょっと考えにくいかなというようなこともあります。私としては、駅前にもし図書館を造るのであれば、今の図書館の場所には、先ほどお話がありました分館機能として今の図書館の場所に何かしらの形で残すとか、そういったほうがいいのかあという考えをちょっと持っております、この4番の「公民館のないところに図書館分館を新設」というような請願事項に関しましても、ここもやはり図書館だけではなく公民館がないところということでは、やはり公民館を造るとするのはなかなか大変だと思うので、例えばコミュニティセンターとか何か、附属の利用価値のあるものと一緒に図書館を造るとか、そういった考えは私もあるのかなあとは思っております。ですから、ちょっとその1番に関しましては、今、駅前の構想がある中で、今の場所にこだわりをちょっと持ってらっしゃると思うんですけども、逆にちょっと行きづらい点と

いうのがあるんですけど、その辺についてはいかがでしょうかね。お近くに住んでる方はいいと思うんですけども。

○鈴木委員長 松浦さん。

○松浦請願提出者 確かに——あの入り口ですね、とても女性の方が多いですけど、あそこ入りづらいと、福祉会館も同じですけども。車止めにくい、車止めにくいと入りにくいんですね、あそこから。だから、駅前に分館とか図書館があったらいいねって、そして時間も延長されたりしたら貸し借りができるから、それはいいんじゃないという声も結構ありました。私もそれは同感しますけれども、でも、今の図書館も残して、また駅前には貸し借りがスムーズにできる——お勤めの方もいらっしゃいますから、そういう分館の役割であってもいいのかなと思う——図書館2つじゃなくって、本館はちょっと行きづらいけれども、分館としての駅前であってもいいかなと思いますけど。これは皆さん——市民の皆さんの、議員の方の御意見もいろいろまたかみ合わせて、一番いい方向をまた探っていただきたいと思います。私自身もちょっとその辺りは——これがいいという、出ませんので、これから考えますけれども、限界がありますから。皆さん一緒にいい方向に向くといいなと思っています。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。これで請願第7号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。松浦さん、ありがとうございました。

○松浦請願提出者 こちらこそ、聞いていただいてありがとうございました。

○鈴木委員長 退席していただいて結構です。

次に、請願第7号について、執行部に確認したいことがある委員は挙手を願います。

小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひします。2点ありまして、まず確認なんですけど、公民館の図書施設は図書室でしょうか、それとも分館と言うんでしょうか、どちらでしょうか。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 図書館の樋口と申します。お答えいたします。各公民館にある図書の施設、あちらは図書室と呼んでおります。公民館図書室と呼んでおります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 では、戸頭公民館の規模は大きいんですけど、あそこも図書室でよろしいですか。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 戸頭公民館につきましては、またほかの公民館図書室と異なりまして、分室的な役割を持つ——取手図書館やふじしろ図書館と同じサービスの提供をほぼできている、そして司書も常時配置されているという役割が当初から求められて配置しておりますので、あちらだけは取手図書館の分室ではありますけれども、分館的な、分室的な意味合いを持った公民館図書室になっております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 大体分かりました。そうすると、そのほかの公民館のは図書室なわけで、そうすると例えばさっき請願者が言ってたところで、名称が図書室であれば——公民館の案内図・平面図の中に「図書室」というふうに書くだけで、それは事足りてしまうと私は思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 そうですね。各公民館の御案内をもっと明確にすることで、周知のほうはもっとされるのかなとは思いますが。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 でもやはりその公民館の中の一部の図書室であって、あと和室とかレクリエーション室とか、それと同じ類いと私は考えています。

あともう一つお聞きしたいのは、先ほど来出ている、ほんくるとかという機能、ありますよね。そういったいろんな機能——私、よく分かりませんが、図書館にはあると思うんですが、現在の図書館のメリットとか利便性についてお話ししていただければと思います。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 現在の取手図書館のことを御説明させていただこうと思います。メリット——メリットというのが——図書館としての社会教育施設として、市民の皆様方に図書資料あるいは情報を通じたいろいろな生涯教育の場所の提供をということをもちろんさせていただいております。ほんくるももちろん、学校と連携して、小中学校の生徒たちに読書機会の提供——本屋が少ない状況で読書機会の提供ができていると思います。また、先ほどからの請願の内容にもありましたけれども、他市町村になくボランティアさんとの連携が非常によく取れていて、御活躍もいただいている図書館というところは、ほかの市町村の方にも褒められたり、話題になったりしております。やはり市民に寄り添った図書館運営を心がけて、市民の声には応えていきたいと思ってやってきておりますので、図書館の中にも市民からのご意見箱というのがありまして、都度ご意見があった場合には丁寧にお答えして、なおかつ掲示をして、それに応えるようにしております。ただどうしても、やはり手狭感というのはどうしても私たちだけで解決できることではないということで、書庫のほうもスペースが少ないために、新たに購入した本分の図書をどうしても除籍しなければいけない、処分しなければいけないという状況は苦しい状況でございます。また、通路が狭くエレベーターの増設が無理な構造でございますので、車椅子あるいはベビーカーを御利用の方には大変ご不便をおかけしているかなと感じております。外観は塗装工事を平成30年に行っており、きれいにできているかなと思いますが、どうしても内装にはお金はあまりかけられておりませんので、床面・壁面ともにひび割れ・破れがところどころに見られ、少々——お手洗いなども暗いイメージになってるかなとは思いますが、ある環境を生かそうと、清潔に保った上で十分快適に過ごしていただけるように、職員共々努めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 すいません。補足で、図書館のメリットとして、先ほど御紹介あった小学校・中学校、ほんくるという機能ありますけども、そのほかにも、やっぱり市民の方が希望する本をインターネットで予約して、お近くの公民館・支所・駅前窓口等に配送できますので、すぐ近くで希望した本が受け取れると、わざわざ図書館まで行かなくてもできるというメリットは、これは非常に利便性が高いものだと思っております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういうところで、先ほどもお話にありましたように、取手の図書館はテレビで取り上げられるぐらい、他市町村よりも先進的でいろいろな機能が充実して——今部長もおっしゃったように、そういう機能もあるということで、市民の要望にも応えているということなのかなというふうに思います。だから、現時点で——なんて言いますかね、本を借りることに対しての遜色はないのかなというふうに感じるところです。それに、一つ私は思うんですけども、現在の取手図書館、駐車場がいかに狭くて、なかなか——先ほど車で行くのも難しい——女性の方だと【「女性の方だと」を「男性・女性にかかわらず」に発言訂正】なかなかあそこ狭いですからね、八坂神社の脇の所。そういうのもあって緑地公園のほうの駐車場に止めに行くと、それで上がってきてとかというのはちょっとなかなか難しいのかな。で、手前の緑地公園の駐車場がいっぱいだと、その先のずっと遠いところに行かなくちゃいけないようなこともあったりして。あとは——何年ですか、46年たつんですか、図書館。そうすると、やっぱり経年劣化でいろいろなところが不具合が出てきているというのがあって、それをなかなか改修するのは難しいのかなというふうにも思われます。そんなところで、ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 ほかに——佐野委員。

○佐野委員 佐野でございます。よろしく申し上げます。今、ここの請願の事項にも書かれている分館機能、公民館図書室についてなんですけども、ここは何か今後手を加えることや、何か変更点などは予定されていることはありますでしょうか。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 公民館図書室についてですけども、こちらのほうは現在、公民館に求められている役割も子どもの居場所など求められてきております。公民館のほうも老朽化が進んでおりますので、建物の改修、今後随時行っていく予定となっておりますので、その場合に居場所づくりを進めていく中でも、併せてこの公民館の図書室についても連携して所管と協議して検討を進めていければと思います。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。公民館の改修工事というのは想像できる範囲ではございます。今後、例えばこの公民館についた図書室、これをどうしていくのかということについては、公民館の在り方同様に、しっかりと地域住民の方等の話を聴いていただいて御検討いただきたいというお願いもございまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。——ないようですので、これで請願第7号の審査を

打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。

その前に、議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手をお願いします。——なしと認めます。

以上で当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論のある委員は挙手を願います。

本田委員、賛成ですか。

○本田委員 賛成です。

○鈴木委員長 じゃあ反対討論の方は……。

本田委員。

○本田委員 賛成討論を行います。賛成の立場で討論いたします。図書館は、請願趣旨にあるように、知識や情報を誰もがいつでも取れること、それから地域コミュニティーの集いの場所となる大切な社会教育施設になります。公民館の図書館機能の充実、現在図書館がない公民館に図書室、こういったものを拡充するということは、子どもをはじめとする高齢者、そういった方のあらゆる世代の人々にとっての居場所になります。先ほど私が質疑した中でも、身近にあることで図書——例えばほんくるとかそういったあれを使って身近にすぐ本が取れるということから、身近に図書館や図書室のある公民館があることで、その居場所ということを気軽に利用することができると思います。取手市は「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」というまちづくりの方針を掲げております。この実現を進めるものだとは私は考えております。以上のことから、簡単ですけども賛成討論とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成少数です。よって、請願第7号は不採択とすることに決定いたしました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。今定例会をもって、井橋部長、石塚会計管理者がこの職を退任されるということです。お二人には大変委員会かつ委員会運営にいろいろな形で御協力いただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

〔「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩いたします。

午後 1時 57分休憩

午後 2時 00分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブック스에登載した文書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブック스에登載した文書のとおり決定することに——することに決定いたしました。

続いて、令和6年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望、戸頭中学校3年生との協働事業で可決された議案についてを議題といたします。サイドブック스에登載した表は、2月13日の総務文教常任委員会の中で執行部から現状について調査を行い、各委員から総務文教常任委員会としての回答案として報告していただいたものをまとめたものです。これらの表の内容について、ご意見等のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。それではサイドブック스에登載した表について、文言等の確認をし——確認し、特に修正がないことを確認いたしました。

お諮りします。令和6年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望、戸頭中学校3年生との協働事業で可決された議案について、サイドブック스에登載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

最後に、その他です。当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」について、2つのグループに分かれて調査を行うことを決定しております。各グループの調査の進捗状況について報告をお願いします。

まずグループ1について、本田委員。

○本田委員 グループ1の進捗について、報告させていただきます。私たちは、避難所の設備と環境についてということで調査をすることにしております。まず、避難所の運営についてですけれども、避難所の開設それから防災、そういったものに関して必要な備品や資機材については各地域の自主防災会が中心となって準備をしていく。そして、そのために市は各自主防災会への資機材や備品の状況、そういったものの把握や必要品、それから必要数、こういったものを支援をしていくということがまず原則にあるんじゃないかなというところから調査をしていきたいと考えております。それで、避難所運営についての進め

方なんですけども、まず詳細や状況など、これ確認事項を執行部にヒアリングをして、その後、委員会の私たちのグループで調査を進めていくという進め方をしていきたいと考えております。

確認事項についてですけども、発災後、避難所の開設運営期間、これはおよそ2週間くらいをめどに、どのくらいの設備や——どのような設備やどのくらいのものが必要なのかということも3点に設定をしました。まず1つ目は、備品や資機材の確認です。避難所生活においてどういったものが必要なのか。それから2つ目は、水害や地震災害、それぞれにおいて現実的な避難者がどれくらいいるか、その想定から、備品や資機材の必要数、この2点になります。2つ目は、衛生面の確保についてです。これは大きく分けて、トイレそれからごみの問題、あとは生活用水をどうするか、あと感染症、そういう発症者が出たときの対応をどうしていくのか、この以上4点を衛生面の確保として調査をしていきたいと考えております。3つ目は、ペット同行避難時の避難所の避難の場所の確保、これについて調査をしていきます。

以上、こういった形で進めていきたいと進捗を報告いたします。

○長塚委員 私たちのグループは避難所の開設と運営についてということで、当初、調査項目は3つだったんですが、話合いの結果4つに設定をしましたので、一つずつ報告していきます。まず1つ目が避難所の鍵の管理ということで、現在、市が鍵を管理しているんですけども、まず現状のままでよいのか、シミュレーションは防災訓練等でされているのかというのを調査してまいります。2つ目が避難所運営委員会。移行後のマニュアルがないというところと、女性用のマニュアルがあったほうがいいんじゃないかというところも含めて、また情報共有のところも含めて調査をしてまいります。3つ目が災害協定を結んでいる相手方の現状確認。かなり——災害協定を結んでいる先でも、もう既に会社がなかったりとかというところも含めて、実際の災害があった場合にスムーズな協定先の援助が得られるようなところを確認してまいります。これもう一つが、4つ目、新たに調査項目を設定したのが、備品の収受・管理についてです。実際の災害時にどのような方法で受け取り、それを災害時に管理をしていくのかというところを調査してまいります。以上4つが調査テーマとして、今後の調査方法ですが、各項目、委員で担当を決め、各委員が執行機関にヒアリングを行い調査を進めてまいります。その進捗や内容については、都度、委員間で共有をし進めてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。休憩いたします。

午後 2時 08分休憩

午後 2時 15分開議

○鈴木委員長 再開いたします。

ここで小堤委員から発言を求められておりますので、これを許します。

小堤委員。

○小堤委員 私、先ほどの請願提出者への私からの質疑において、取手図書館駐車場の道路幅について、「女性の方だと」と発言いたしましたが、「男性・女性にかかわらず」に訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 委員長はこれを許可します。

そのほかに委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。以上で本委員会の全ての日程が終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 2時 16分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P09 08 行目 青色部分を「埼玉県」に訂正

◆ P28 22 行目 青色部分を「ふるさと納税推進室」に訂正

◆ P45 10 行目 青色部分を「男性・女性にかかわらず」に訂正

委員会記録の発言訂正・発言取消しについて

委員会中において、発言の取消しが行われた箇所は赤線で、発言の訂正が行われた箇所は青線でそれぞれ表示する。

なお、閲覧用の委員会記録については、発言の取消しが行われた箇所は○印で表示する。

○委員会記録の発言訂正箇所

ページ番号・行数	訂正前	訂正後
P9・18行目	千葉県	埼玉県
P28・22行目	ふるさと納税推進課	ふるさと納税推進室
P45・10行目	女性の方だと	男性・女性にかかわらず